

四街道市税条例の一部を改正する条例

四街道市税条例（昭和35年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第16項を同条第18項とし、同条第15項を同条第17項とし、同条第14項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2第13項を同条第14項とし、同条第7項から同条第12項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。